

建築関係事業者の皆様へ

～事前相談に関するお願いについて～

窓口の慢性的な混雑の改善や対応の円滑化を図るため、建築基準法関連法令等のご相談について、**事前予約をお願いすることとなりました**。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 事前に電話で連絡

建築基準法関連法令等（道路調査なども含む）のご相談は電話にて事前にご予約いただきますようお願いいたします。事前相談については、予約された方を優先的に対応いたします。

なお、予約時に相談事項をあらかじめまとめていただき、お伝えいただくと事前相談もスムーズに効率よく行えます。

※法令の解釈や運用等に関する電話による相談は、相談内容が不明瞭となり、相談者・回答者双方の思い違いによるトラブルが発生する恐れがありますので、対応いたしかねます。

2. 「事前相談書」の準備

相談したい内容を「事前相談書」に具体的に記載し窓口にお持ち下さい。相談事項をあらかじめまとめておくことで、質問漏れを防ぎ、また、相談記録を残すことができます。「事前相談書」は県のホームページよりダウンロードできます。

(<https://www.pref.iwate.jp/morioka/doboku/1012578.html>)

県ホームページサイト内検索

1012578

検索



3. 必要な資料の準備

相談に必要な資料（配置図、平面図、公図等）は必ずお持ち下さい。

敷地や周辺の状態等を確認し資料を作成して下さい。条件が異なれば回答が異なるケースも多くありますので、具体的に図面上で提示いただきながらご相談下さい。

その他、相談に必要なものがありましたらご準備下さい。

◇その他

指定確認検査機関での審査中（事前相談含む）の物件については、申請先の各機関に相談して下さい。

岩手県盛岡広域振興局土木部
建築住宅室建築指導課
Tel 019-629-6650
Fax 019-652-6924